

高齢者・介護保険の状況

1 平成30年度高齢者等の状況

平成30年4月1日現在(単位:人)

地 区		人 口	65歳以上 人 口	75歳以上 人 口	高齢化率 (65歳以上)	高齢世帯 (世帯数)	独 居	民生委員 児童委員	健康推進員
中 津	東	8,525	2,481	1,340	29.1%	437	558	27	15
	西	11,126	3,219	1,768	28.9%	640	605	26	17
	南	7,603	2,381	1,330	31.3%	408	517	19	11
中津 計		27,254	8,081	4,438	29.7%	1,485	1,680	72	43
苗 木		6,293	1,905	1,006	30.3%	305	345	18	16
坂 本		13,166	3,540	1,710	26.9%	649	528	28	26
落 合		3,742	1,264	640	33.8%	222	231	15	12
阿 木		2,235	885	530	39.6%	118	168	9	12
神 坂		767	351	207	45.8%	96	161	5	5
山 口		1,715	653	361	38.1%	58	67	8	7
坂 下		4,603	1,720	942	37.4%	300	303	12	10
川 上		796	267	163	33.5%	40	45	6	4
加子母		2,886	1,119	659	38.8%	158	149	12	10
付 知		5,685	1,970	1,114	34.7%	249	326	16	11
福 岡		6,602	2,174	1,097	32.9%	341	355	14	12
蛭 川		3,349	1,172	618	35.0%	164	148	10	14
合 計		79,093	25,101	13,485	31.7%	4,185	4,506	225	182

注1:住民基本台帳による数値。

注2:中津地区(東・西・南)は小学校区。

参考:国、県の高齢化率

国=平成29年10月1日現在
県=平成29年10月1日現在

国

岐阜県

27.7%

29.1%

2 高齢者人口等の推移

(各年4月1日現在 単位:人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成30年
人 口	82,387	81,820	81,108	80,436	79,093
65歳以上 人 口	23,363	23,909	24,380	24,834	25,101
75歳以上 人 口	12,948	12,989	13,115	13,263	13,485
高齢化率 (65歳以	28.4%	29.2%	30.1%	30.9%	31.7%
高齢世帯 (世帯数)	3,474	3,687	3,833	3,933	4,185
独 居	3,656	3,834	3,965	4,013	4,506

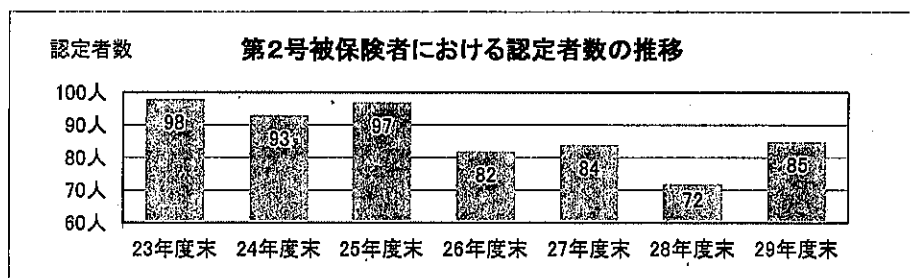
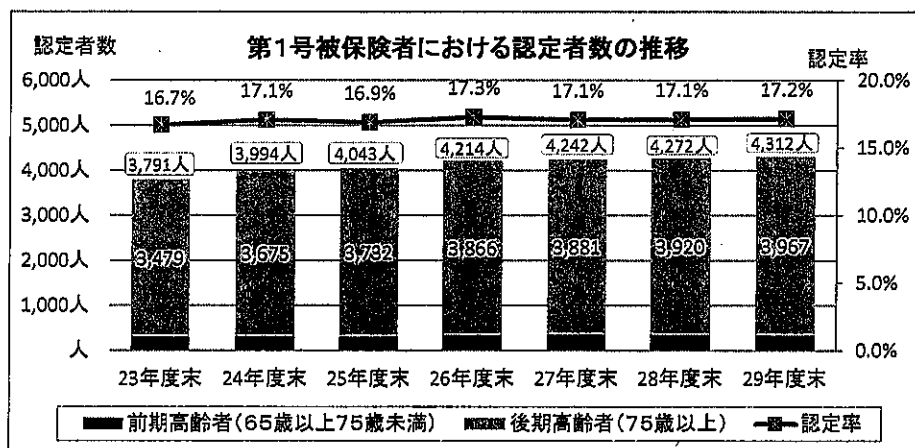
住民基本台帳による数値

介護保険室

1 要介護（要支援）認定状況

（平成30年3月末現在 単位：人）

区 分		要支援 1	“ 2	要介護 1	“ 2	“ 3	“ 4	“ 5	計
第 1 号被保険者		490	414	997	827	571	600	413	4,312
65歳以上75歳未満		37	32	81	74	43	30	48	345
75歳以上		453	382	916	753	528	570	365	3,967
第 2 号被保険者		10	6	23	20	8	6	12	85
総 数	実 数	500	420	1,020	847	579	606	425	4,397
	構成比(%)	11.4	9.5	23.2	19.2	13.2	13.8	9.7	100.0



資料：介護保険月報

2 介護サービス受給者の状況

(1) 居宅介護（介護予防）サービス受給者数

（平成30年1月利用分 単位：人）

区 分		要支援 1	" 2	要介護 1	" 2	" 3	" 4	" 5	計
第 1 号被保険者		210	224	763	652	358	293	163	2,663
第 2 号被保険者		0	4	15	14	4	5	8	50
総 数	実 数	210	228	778	666	362	298	171	2,713
	構成比(%)	7.7	8.4	28.7	24.5	13.4	11.0	6.3	100.0

(2) 地域密着型（介護予防）サービス受給者数

（平成30年1月利用分 単位：人）

区 分		要支援 1	“ 2	要介護 1	“ 2	“ 3	“ 4	“ 5	計
第 1 号被保険者		1	2	187	192	117	89	40	628
第 2 号被保険者		0	0	4	4	1	2	1	12
総 数	実 数	1	2	191	196	118	91	41	640
	構成比 (%)	0.2	0.3	29.9	30.6	18.4	14.2	6.4	100.0

(3) 施設介護サービス受給者数

(平成30年1月利用分 単位:人)

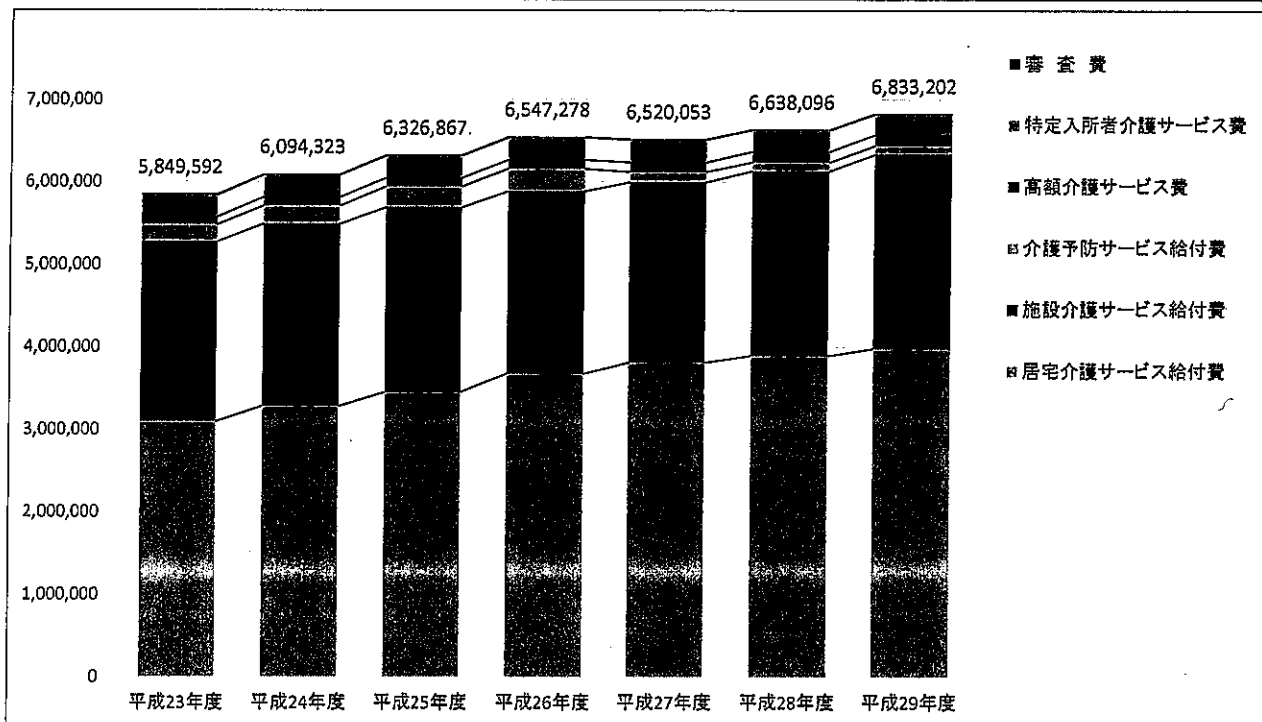
区 分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	計
第1号被保険者	518	249	16	783
第2号被保険者	1	6	0	7
総 数	実 数	519	255	16 (注) 785
	構成比(%)	65.7	32.3	2.0 100.0

※実利用人数のため、各施設利用人数の合計とは一致しない。

3 介護サービス給付費の状況

(単位:千円)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護サービス給付費	3,097,464	3,282,009	3,451,777	3,675,345	3,813,264	3,894,503	3,980,845
施設介護サービス給付費	2,178,001	2,207,544	2,239,931	2,211,080	2,186,038	2,238,896	2,354,723
介護予防サービス給付費	207,163	222,493	250,042	273,657	120,674	108,871	107,805
高額介護サービス費	94,604	104,548	106,103	109,645	119,066	128,030	132,945
特定入所者介護サービス費	263,359	269,390	270,310	270,225	273,645	261,581	249,188
審査費	9,001	8,339	8,704	7,326	7,366	6,215	7,696
合 計	5,849,592	6,094,323	6,326,867	6,547,278	6,520,053	6,638,096	6,833,202



4 保険料の納付状況

(平成30年3月末現在)

区 分	対象者数(人)	調 定(円)	収 納(円)	収納率(%)
特別徴収(年金天引)	24,015	1,437,728,695	1,439,782,295	100.14
普通徴収(" 以外)	2,910	118,516,900	104,236,220	87.95
計	25,982	1,556,245,595	1,544,018,515	99.21

※対象者数は特別徴収と普通徴収の両方に計上されている場合があるため合計とは一致しない。

収納率は死亡や転出等による過誤納金が増付前のため100%を超えている。

5 第7期(平成30~32年度)介護保険料

(単位:円)

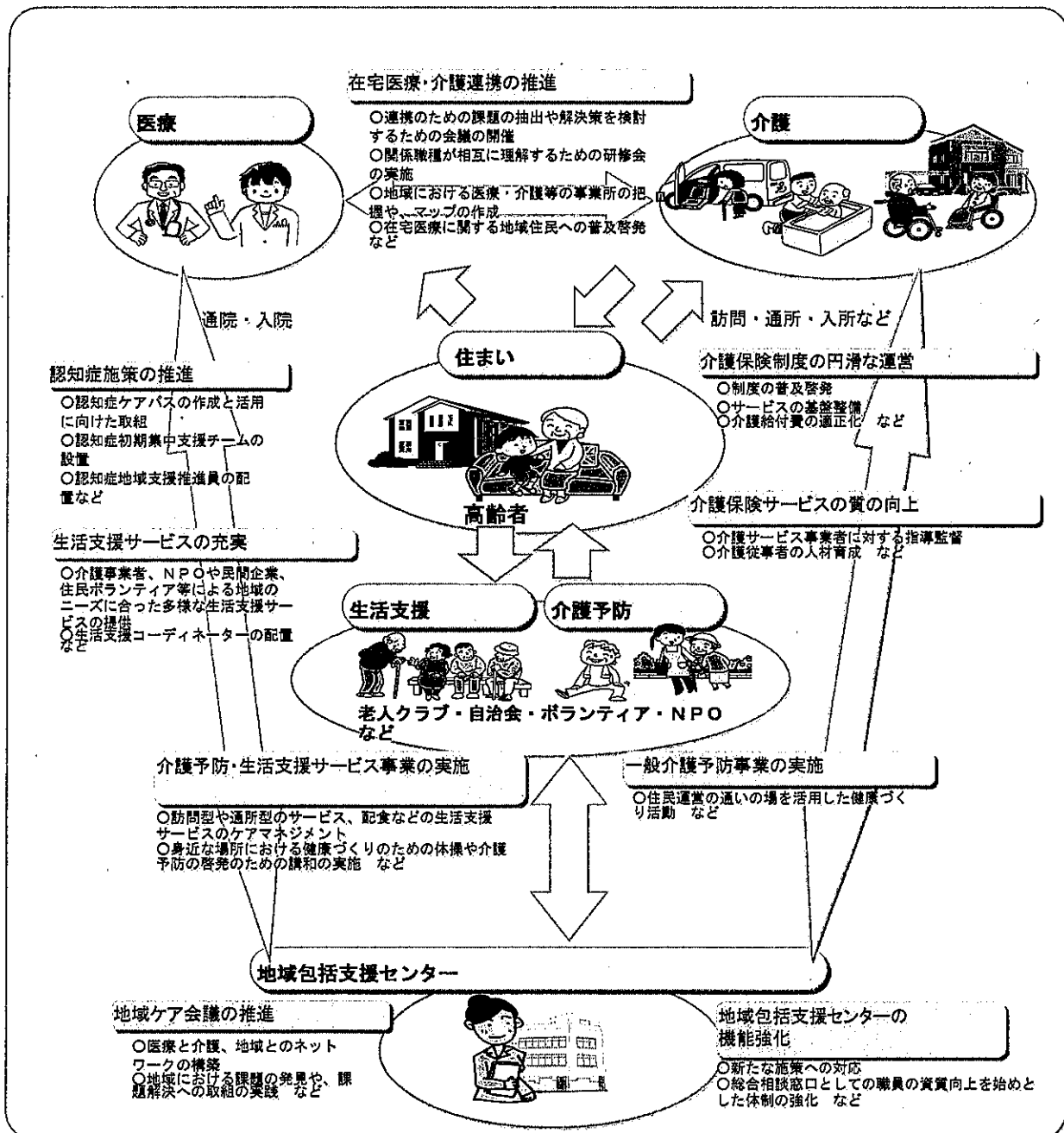
基準月額	段階別保険料年額										
5,300円 (参考) 県平均 5,766円 国平均 5,869円	第1段階 料 0.45	第2段階 0.65	第3段階 0.75	第4段階 0.90	第5段階 基準 1.00	第6段階 1.20	第7段階 1.30	第8段階 1.50	第9段階 1.70	第10段階 1.80	第11段階 1.90
	28,620	41,340	47,700	57,240	63,600	76,320	82,680	95,400	108,120	114,480	120,840

6 介護保険関係事業者数、定員等の状況

(中津川市内 平成30年4月1日現在)

種 類	事業所、施設数	定 員
居宅介護支援事業所（包括支援センターを含む）	26	-
訪問介護（ホームヘルパー）	9	-
訪問入浴	3	-
訪問看護ステーション	6	-
訪問リハビリ	2	-
通所介護（デイサービス）	22	653
通所リハビリ（デイケア）	6	102
短期入所（ショートステイ）	9	113
短期入所療養介護	4	53
グループホーム	13	180
認知対応型デイサービス	4	21
小規模多機能型居宅介護	2	50
通所介護（デイサービス）	15	195
介護老人福祉施設（特養）	6	485
介護老人保健施設（老健）	3	290
介護療養型医療施設	1	20
有料老人ホーム	2	130

「安心できる温かい福祉のまちづくり」



介護保険における制度改正の状況

【平成30年4月から】

○認定有効期間の延長について

要介護認定の有効期間の上限について、現行の24か月から36か月に延長されました。

(平成30年4月1日以降に申請のあった更新認定申請が対象)

【平成30年8月から】

○65歳以上で現役世帯並み所得のある人は、利用者負担の割合が3割になります。

介護保険の継続維持と負担の公平性の面から利用者負担が見直され、これまで利用者負担の割合が2割だった人で、特に所得が高い人の負担割合が3割に変更されます。

利用者負担の割合が3割になる人は

➤本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人です。

○平成29年8月から高額介護サービス費の基準が変わり、世帯のどなたかが市民税を課税されている方の負担の上限が37,200円から44,400円に引き上げられました。

ただし、介護サービスを長期に利用している方に配慮し、同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービス未利用の方含む。）の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円（37,200円×12か月）の上限が設けられ、年間を通して負担額が増えないようにされました。（3年間の時限措置）

この年間の上限額の計算期間が平成29年8月1日～平成30年7月31日までとなっています。

【平成30年10月から】

○福祉用具の保険給付の適正化

- ・福祉用具貸与について、国が商品ごとに当該商品の全国平均貸与価格を公表します。
- ・レンタル業者は全国平均貸与価格の説明、および複数商品を提示することが義務付けられました。（※複数商品の提示は平成30年4月施行）
- ・商品ごとに貸与価格の上限を設定します。

